

ハームリダクションと その考え方

筆者は「やめさせようとしないう依存症治療」を実践してきたが、ある時、これはハームリダクションの考えそのものではないかと気づいた。

やめさせることを目的とせず、患者の苦しいこと、つらいこと、困っていることを患者と一緒に考え、患者を支援していくことに重きを置くこと、薬物を使っていようがいまいが、それが違法であろうがなかろうが、治療・支援を続けていくことが大切であると感じていた。そのことを適切に表現する言葉として、「ハームリダクション」がキーワードになるのではないかと思ったのだ。「やめさせようとしないう依存症治療」は、「ハームリダクションアプローチ」あるいは「ハームリダクション臨床」と言い換えてもよいように思う。これからの依存症治療を考える際の共通言語となればと考えている。

ここでは、そのハームリダクションについて概観しておきたい。

ハームリダクションとは何か

ハームリダクションとは、「その使用を中止することが不可能・不本意である薬物使用のダメージを減らすことを目的とし、合法・違法にかかわらず精神作用性物質について、必ずしもその使用量が減少または中止することがなくとも、その使用により生じる健康・社会・経済上の悪影響を減少させることを主たる目的とする政策・プログラムとその実践である（Harm Reduction International: HRI）」¹⁾。ハームリダクションは、薬物使用者、家族、コミュニティに対して、寛容さをもって問題を軽減するきわめて現実的な政策・プログラムである。

欧州、オーストラリア、カナダなどを中心に、最も成功している効果的な

薬物政策として広がっているが、東南アジア、日本を含めた東アジアなど反対する国は少ない。

ハームリダクションは、薬物の使用量減少や中止を主目的とはしておらず、薬物使用を止めることよりも、ダメージを防ぐことに焦点を当てる。薬物を使っているか否か、それが違法薬物であるか否かは問われない。ハームリダクションは、科学的に実証された、公衆衛生に基づく、人権を尊重した人道的で効果的な政策であり、個人と社会の健康と安全を高めることを目的とする。

そのアプローチは、公衆衛生と基本的人権への非常に強いコミットメント（誓約）を基盤としている。尊厳はすべての人にあり、薬物使用を繰り返す依存症者であっても基本的人権と尊厳は守られ、薬物のコントロールや予防対策の名のもとで、彼らの尊厳と基本的人権をスティグマによって蔑ろにすることは許されないという哲学に基づいている²⁾。

ハームリダクションの歴史

20世紀初頭、薬物を禁止するという国際的な取り組みが始まった。それから数十年にわたり、「厳罰主義」に基づく薬物禁止政策を前提としたシステムが国際的に築かれた。その背景には、薬物を法律によって厳しく取り締まることにより、薬物の需要と供給の両者を抑え込むことができるとの考えがあった。

しかし、その意図に反して、違法薬物の需要と供給は減少するどころか、世界全体の薬物生産量と消費量は増加し続け、薬物関連での死亡、病気、暴力、汚職などの問題が深刻化している。

1971年、米国のニクソン大統領は大規模な薬物禁止政策を実施し、薬物犯罪の取締り強化と厳罰化を遂行する「薬物戦争（War on Drugs）」に突入した。この政策に莫大な予算が投入され、刑務所は薬物事犯者で溢れかえった。徹底的に薬物事犯者は取り締られたが、薬物消費量や関連犯罪は増え、過剰摂取による死亡者、HIV感染者などが激増した。加えて、厳しい規制により犯罪組織が莫大な利益を上げるようになった。

このような状況において、ハームリダクションは、HIV感染症の爆発的

拡大をきっかけとして誕生することになる。1980年代にHIV感染症の流行が世界的な問題となった。その感染経路として、性交渉による感染、母子間の垂直感染と共に、薬物の静脈注射の回し打ちが問題となった。HIV感染はその後、後天性免疫不全症候群（AIDS）を発病させる。薬物使用によるHIV感染を防ぐために、ハームリダクションが試みられることになった。

具体的には、注射器の回し打ちを避けるために、清潔な注射器を配布し、使用済みの注射器を回収する注射器交換プログラム、薬物の注射を避けて経口で代替麻薬のメサドンやブプレノルフィンを提供するオピオイド代替療法、薬物使用と感染症の危害と予防に関する情報と相談の提供などが行われた。オピオイド代替療法では、感染症を防ぐのみならず、ヘロインの過剰摂取による死亡を防ぐことも重要な目的である。また、ヘロインの激しい離脱症状を緩和する目的もある。

2011年、各国の元首脳からなる非政府組織である薬物政策国際委員会は、「薬物戦争は完全に失敗であった」と宣言し、各国に対し、薬物依存症者に対して刑罰ではなく医療と福祉的支援を提供するよう提言した。

2014年、世界保健機関（WHO）は、HIV感染予防・治療ガイドラインにおいて、規制薬物使用を非犯罪化して受刑者を減らすよう求め、薬物使用者に適切な治療および清潔な注射針と注射器を提供できる体制を整えることを提案した。

ハームリダクションの有効性は科学的に実証されており、2016年までに注射器交換プログラムは90カ国、オピオイド代替療法は80カ国で導入されている。

政策としてのハームリダクションとその効果

ハームリダクションのさまざまな政策の実施により、薬物使用者のHIV感染、AIDSによる死亡、薬物過剰摂取による死亡という深刻な危害を劇的に減少させると同時に、薬物使用自体も減少させることが報告されている。

ハームリダクションのプログラムにつながっていることが、適切な情報・相談支援や医療支援・行政サービスにつながりやすくし、薬物問題の深刻化を防ぐ。プログラムにつながり断薬へと動機づけられることも期待できる。

ハームリダクション政策は、個人・社会の薬物使用による相対的ダメージを減少させる。たとえば、救急医療利用回数の減少、医療費の減少、就業率の向上、薬物目的の犯罪の減少などの成果が出ていることが報告されている。

その一例として、カナダのバンクーバーで活動しているインサイトが実施しているハームリダクションに基づいた活動の有用性に関して、次のようなことが報告されている²⁻⁴⁾。①多くの利用者の獲得、②HIVリスク行動の減少、③薬物依存症治療アクセスの増加、④路上での注射と廃棄物の減少、⑤薬物過剰摂取リスクの減少、⑥女性に対する安全性の向上、⑦注射による感染症に対する医療提供、⑧就労率の維持、⑨薬物使用や犯罪を助長しない効果、⑩警察による紹介、⑪関連疾患の医療費減少などである。

わが国でハームリダクション政策と言えば、注射針などの無料交換、公認の注射場所の提供、代替麻薬の提供を行うメサドン療法、ヘロイン補助療法など、表面的なことばかりがクローズアップされがちである。同時に、実施される敷居の低いプライマリ・ヘルスケアの提供、積極的な啓発活動、乱用者のエンパワメントなどが、積極的に行われていることは知られていない。この後者の重要性を見落としてはならない。違法薬物使用者であるために、当たり前の必要な支援を受けられないことが、さらに状況を悪化させてきた。

違法薬物使用者、特に依存症患者に対しては、通常以上に多岐にわたる支援が必要である。ハームリダクションを評価する場合、先に述べたように前者に目が行きがちであるが、実は後者の重要性こそ強調したい。支援が必要な人たちに支援を提供しにくい状況を放置してはいけない。より問題は深刻化することは明らかである。違法薬物使用者を孤立させてはいけない。どうすれば支援につながりやすくなるかを優先して検討する必要がある。

厳罰主義での対応だと、違法薬物依存症者は犯罪者として扱われる。それも「懲りずに薬物使用を繰り返す不屈き者」とされる。わが国の覚せい剤事犯者の裁判で、「被告の覚せい剤に対する依存は重篤である。よって厳罰に処さなければならない」という耳を疑いたくなる裁判官の文言を聞いたことがある。

彼らは、病者でもあるのに人権は尊重されず、犯罪者のレッテルを貼られ、辱めを受けることになる。依存症に対する誤解と偏見は助長され、スティグ

マが強化される。それによって必要な支援は受けられず、孤立して生活状況は悪化する。自尊感情は傷つき、希望は失われていく。支援や治療なしに薬物依存症から回復することは困難である。支援や治療が不可欠な患者を孤立させ、援助から遠ざける。

ハームリダクションは、この問題を解決に向かわせるために必要な政策であるとも言えよう。依存症の治療・回復支援は厳罰主義では成り立たない。治療においても、ハームリダクションは基本になる考え方を提供している。ハームリダクションの成功は、私たち医療者を勇気づけてくれる。

ハームリダクションは、薬物依存症患者をひとりの尊厳ある人間として関わることの大切さを教えてくれている。そのことが薬物依存症からの回復には最も重要であることは、先に述べた通りである。

ハームリダクションの考え方とは ～人権を尊重した支援～

わが国は、薬物問題に「ダメ、ゼツタイ。」に象徴される「不寛容・厳罰主義」を一貫して進めてきた。先進国では稀有な国である。これらは、「薬物依存症は病気」とする視点とは対極にある。臨床的には、「不寛容・厳罰主義」では治療にならないどころか、「反治療的」である。さらには、偏見や人権侵害を助長し、スティグマを強化する可能性がある。

薬物依存症の治療・回復支援を考えた場合、ハームリダクションの考え方は、「当たり前のこと」である。そもそも「不寛容・厳罰主義」は刑事司法の考え方であり、医療・福祉の考え方ではない。

世界の先進国もかつては厳罰主義で対応していた。しかし、それではうまくいかなかった反省に立って、大きく方向転換をしてきた。それが米国を中心としたドラッグコートであり、欧州を中心としたハームリダクションである。

このような状況で、わが国でも2016年に「刑の一部執行猶予制度」が施行された。これは、主に覚せい剤事犯者の再犯率を下げるために、一定の服役後、残りの刑期に執行猶予期間を年単位で設定し、その期間に保護観察所が中心となって支援を提供しようとするものである。わが国でも厳罰化から